

■しずおか創造ネット細則

第1条（目的）

本細則は「特定非営利活動法人 しずおか創造ネット」の活動について定める。

第2条（会員の加入）

新規加入の正会員希望者は正会員に推薦され、理事会によって承認されるものとする。

第3条（事業）

（1）事業は企画提案推進者が企画の管理運営の責任を持つものとする。

（2）事業はすべて理事会が承認するものとする。ただし事業費50万円以上の企画は総会の承認事項とする。

第4条（事務局）

この法人の事務局長のもとに、会計担当者を置くことができる。

第5条（会員の遵守事項）

（1）会員は本法人の活動を通して知り得た情報および個人情報を無断で他に漏洩してはならない。

（2）会員は他人への中傷、侮蔑、無責任な噂などを、文書または電子メール等によって流すことを禁止する。

（3）著しい場合には必要な処置をとるものとする。

第6条（理事長への退職金支給規程）

（1）この規程は、理事長の退職金に関する事項について定める。

（2）理事長退職金は次の各号に該当する場合は支給する。

1）死亡による退職

2）当NPO法人の都合による退職

3）自己都合による退職

4）定款第18条の役員解任事項に関連して、

第1項）の心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき。

第2項）の職務上の義務違反のほか役員としてふさわしくない行為があったとき。

この場合、総会の決議により退職金を減額支給または支給しない。

5）理事長の在任中、当NPO法人の業績に功労顕著であったと総会が認めた理事長には功労加算金を支給することができる。

6）理事長の退職金の支給額については、別の総会で決める。

また、この規程による退職金支給手続きは、細則で定める。

第7条（WEB サイト）

本法人の広報および会員の情報共有のため、WEB サイトおよびメーリングリストを設ける。本法人の電子媒体における管理責任者は、事務局長とする。

第8条（賛助会員）

賛助会員の特典として、本法人の WEB サイトに広告を掲載できるものとする。

第9条（改正）

本細則の改正は、「定款第5章 総会」に記された総会の議題と手続きによって行われる。

第10条（施行）

本細則は平成28年11月5日より施行される。

■ しずおか創造ネット理事会内規

第1条（目的）

本内規は「特定非営利活動法人 しずおか創造ネット」理事会の運営について、定款第33条2項3項及び第34条、第35条、第36条の条項を尊重しつつ、理事会の迅速な運営を行うために定める。

第2条（理事会）

- （1） 理事会の招集は電子メール等によって確認される。招集は定款34条3項に定める期日以前でもできる。
- （2） 理事会開催の請求については、個々の理事が理事長に要望することができ理事長はこれに応じて理事会を開催しなければならない。
- （3） 理事会は必要に応じて、監事、会計担当者を出席させることができる。ただし、議決には加わらない。

第3条（会計）

- （1） 帳票類の決済は、各事務所の理事の承認を必要とする。
- （2） 入金処理は、細則第3条2項によって定められた、企画提案推進者を含め担当会員によって行われる。

第4条（電子投票）

本理事会の議決方法の一つとしてメールによる議決も採用できるものとする。ただし、事

前に理事会で検討された事項に限るものとする。

第5条（改正）

本内規の改正は、理事会の議決により改正される。

第6条（施行）

本内規は平成16年1月18日より施行される。